

10B 特定目的会社（旧SPC）関係

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」附則第2条により、改正前の「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「法」という。）の適用を受けることとされる平成12年11月29日以前に成立した特定目的会社に関する事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

10B - 1 登録の申請、届出等関係

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第2章の規定に基づく、特定目的会社の登録の申請並びに変更及び廃業等の届出の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

10B - 1 - 1 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任

特定目的会社の主たる営業所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）に委任した権限のうち当該特定目的会社が提出する届出書等の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長に行わせることができるものとする。

10B - 1 - 2 登録申請書の受理及び審査

登録申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項及び添付書類に不備がないかを確認したうえで、別紙様式1〔特定目的会社 申請書類チェックリスト〕に従い審査するものとする。

また、法第11条第1項の規定に基づく変更登録申請の受理に当たっても、同様に取り扱い扱うものとする。

10B - 1 - 3 登録の申請の処理

(1) 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第17条第2項の規定による登録済通知書は、次により取り扱うものとする。

登録番号は、財務局長ごとに、決裁を終了した順に1号から一連番号とするものとする。

登録番号の（ ）書きには、法第3条の規定に基づく登録及び第11条第1項の規定に基づく変更登録の回数を記入するものとする。

登録がその効力を失った場合は、登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。この場合において、登録事項を登録簿から抹消するとともに、資産流動化実施計画の縦覧も終了するものとする。

- (2) 規則第19条の規定に基づく登録拒否通知書については、拒否の理由に該当する法第8条第1項各号のうち該当する号の番号、又は登録申請書等のうちに重要な事項について、虚偽の記載がある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を、具体的に明らかにするものとする。

10B - 1 - 4 登録事項に係る変更届出書の処理

変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 新たに役員又は重要な使用人になった者が法第8条第1項第3号イからホのいずれかに該当することが明らかとなった場合には、届出者に対し、法第158条に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。
- (2) 規則第21条第1項に規定する「その他の書類」とは、従前の登録申請書及びその添付書類並びに当該届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しとするものとする。
- また、変更後の主たる営業所を管轄する財務局長は、同条第3項の規定に基づき届出者に対し通知する登録変更済通知書に、新たな登録番号（ ）書きは従前のとおりとする。）を付記するものとする。

10B - 1 - 5 資産流動化計画の変更承認申請書の受理及び審査

法第9条第3項の規定に基づく資産流動化計画の変更に係る承認申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項に不備がないかを確認したうえで、資産流動化計画の変更の内容が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「定款、資産流動化計画及び資産流動化実施計画等の記載内容についてのチェックリスト」の「資産流動化計画の記載内容」を参考として審査するものとする。

10B - 1 - 6 資産流動化計画の変更の届出の処理

資産流動化計画変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 規則第22条第1項の規定に係る変更の場合にあっては、上記10-1-4に準じて処理するものとする。
- (2) 法第9条第6項の規定に基づき、当該届出書に資産流動化実施計画の変更に基づく変更後の資産流動化実施計画の提出があった際は、新たな資産流動化実施計画が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「定款、資産流動化計画及び資産流動化実施計画等

の記載内容についてのチェックリスト」の「資産流動化実施計画の記載内容」を参考として処理するものとする。

10B - 1 - 7 業務終了の届出の処理

法第10条第1項の規定に基づく資産流動化計画に係る業務終了の届出書を受理したときは、当該届出書に係る登録簿に、同条第2項に掲げる事項を明瞭に付記するものとする。なお、当該届出のあった日から3年間、法第11条第1項の規定による変更登録申請がなかった場合は、法第158条第2項により登録を取り消すことに留意するものとする。

10B - 1 - 8 登録証明書の発行

登録を受けた特定目的会社から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の登録証明の申請があったときは、別紙様式2により特定目的会社登録証明を行うものとする。

10B - 1 - 9 特定目的会社登録簿の縦覧

規則第18条の規定に基づく特定目的会社登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。

- (1) 申請者に別紙様式3による登録簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。
なお、他の財務局長が登録を行った会社に係る縦覧申請があった場合には、当該他の財務局長が行った登録事項を照会のうえ、縦覧に応じるものとする。
- (2) 登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。
縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。
縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。
登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。
- (3) 登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。
- (4) 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
上記(1)から(3)又は係員の指示に従わない者
登録簿等を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

10B - 2 S P Cの登録等に関する定期報告等

10B - 2 - 1 登録関係

- (1) 登録又は登録の拒否を行った場合には、その都度、登録済通知書（写）又は登録拒否通知書（写）を監督部長あて送付するものとする。
- (2) 廃業の届出書を受理した場合には、その都度、当該届出書（写）を監督部長あて送付するものとする。
- (3) 半期間（4月から9月までの間及び10月から翌年3月までの間）ごとの登録状況を別紙様式4により作成し、10月末又は4月末までに監督部長あて報告するものとする。

10B - 2 - 2 事業報告書

事業報告書を受理した場合には、添付書類として提出のある貸借対照表より別紙様式5による特定資産残高等を集計のうえ、4月から9月の間に営業年度が終了する特定目的会社にあつては翌年1月末までに、10月から翌年3月の間に営業年度が終了する特定目的会社にあつては7月末までに、監督部長あて報告するものとする。

10B - 2 - 3 監督処分のお知らせ

- (1) 法第157条の規定による監督処分を行った場合は、当該是正命令（写）を監督部長あて送付するものとする。
- (2) 法第160条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを、監督部長あて送付するものとする。

10B - 3 その他

租税特別措置法第83条の7の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の9に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第83条の7の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得から1年を経過した日（初日不算入）であることに留意するものとする。

（例：特定資産の取得日が平成10年9月1日である場合租税特別措置法第87条の7の規定の適用を受けることができる期限 平成11年9月1日）

10B - 3 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

- (1) 特定目的会社からの証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式6によるものとする。
- (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。
- (3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、登録簿、資産流動化実施計画及び添付書類により、
 - 申請者が法の登録を受けた特定目的会社であること
 - 別紙記載の不動産が特定資産に該当し、記載内容が登録簿により確認できること
 - 当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であることを確認のうえ、証明書を発行するものとする。

10B - 3 - 2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

- (1) 特定目的会社からの証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式7によるものとする。
- (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された取得日を確認するため、債権譲渡契約書写し等の添付を求めるものとする。
- (3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、登録簿、資産流動化実施計画及び添付書類により、
 - 申請者が法の登録を受けた特定目的会社であること
 - 別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権が特定資産に該当し、記載内容が登録簿により確認できること
 - 当該指名金銭債権の取得日が添付書類により確認できる日付であることを確認のうえ、証明書を発行するものとする。

10B 特定目的会社（旧SPC）関係

別紙様式1

〔特定目的会社 申請書類チェックリスト〕

受付日時	年 月 日 (:)	商号	
来局者名		担当者名	

(1) 提出書類

申請書（ 正本 写（1通） ）

第1面 第2面 第3面 第4面 第5面 第6面 第7面

添付書類（資産流動化実施計画写（1部））

定款 資産流動化実施計画 特定資産譲受契約書案
 特定資産管理委託等契約書案 特定目的会社登記簿謄本 役員等の住民票の抄本
 役員等の許可拒否事由に該当しない旨の市町村長の証明書（略称、証明書）
 役員等の履歴書 誓約書

特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿

（注） ...申請日前3月以内のもの

(2) 第1面

提出先 財務局長宛

申請者 住所（ 第2面4. 第4面 登記簿謄本 ）

商号（ 第2面2. 登記簿謄本（商号等） 誓約書 ）

代表者氏名（ 第2面3. 登記簿謄本（代表者） 誓約書 ）

押印（ 有 無 ）

(3) 第2面

2. 商号（ ふりがな ）

3. 代表者の氏名（ ふりがな ）

4. 住所（ チェック済 ）

5. 役員（ 第2面3. 登記簿謄本（役員） 住民票抄本 証明書 履歴書 ）

(4) 第3面（ 住民票抄本 証明書 履歴書 ）

(5) 第4面（ 登記簿謄本 ）

(6) 第6面（ 割合：特定出資の総額 登記簿謄本 所有割合1/10の社員のみ ）

(7) 第7面（ 第2面5. ）

特定目的会社登録審査書
申請者

〔登録拒否要件〕 法第8条	審 査 結 果
<p>1. 特定目的会社でないもの</p> <p>・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない。（法第16条） （申請書、定款、登記簿謄本その他添付書類）</p>	
<p>2. 資産流動化計画その他の定款の規定又は資産流動化実施計画、特定資産譲受契約書案若しくは特定資産管理委託等契約書案の内容が法律に違反している特定目的会社</p> <p>・ 別 紙</p>	
<p>3. 役員、使用人が成年被後見人、被保佐人、破産者等であること。（8条3号イ又はロ）</p> <p>・ 官公署の証明書等（添付書類）</p>	
<p>4. 禁固以上の刑の執行等から3年以内 S P C法等の罰金刑の執行等から3年以内</p> <p>・ 誓約書（添付書類）</p>	
<p>5. 登録を取り消された特定目的会社において取消日前30日以内に役員、使用人であった者で、取消日から3年以内</p>	

定款、資産流動化計画及び資産流動化実施計画等の記載内容についてのチェックリスト

. 定款（資産流動化計画を除く）

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
記載事項	法第18条	目的、商号、本店の所在地、特定資本の額、特定出資1口の金額、資産流動化計画、公告の方法、発起人の氏名及び住所、及び存立の時期又は解散の事由が記載されているか。	
目的	法第142条	資産流動化計画に従って営む特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に限られているか。	

. 資産流動化計画の記載内容

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
計画期間	法第5条 令第3条	指名金銭債権及び指名金銭債権を信託する信託の受益権の場合は20年以内、これ以外の場合は50年以内の期間で定められているか。	
	規則第9条二	業務開始期日として定める年月日又は当該期日が登録年月日より遅くなる際に、当該登録年月日を開始期日とする場合はその旨について記載があるか。	
	規則第9条三	計画期間の延長又は短縮を予定する旨の記載がある場合には、以下の事項について審査するものとする。	—————
	規則第9条 四イ	利害関係を有する資産対応証券の保有者及び特定社債管理会社（以下「資産対応証券保有者等」という。）が、計画期間の延長又は短縮の決定を、自らの判断に基づき行うことを確保するための手続について記載があるか。	
	規則第9条 四ロ	利害関係を有する資産対応証券保有者等が、事前に十分な時間的余裕をもって当該決定が行われること及びその内容を知ること確保するための方法について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則第9条 四八	当該決定に反対する優先出資社員にその保有する優先出資証券の買取請求権を認める場合はその旨について記載があるか。	
優先出資証券の発行等に関する事項	法第5条 二 規則第10条 規則第33条 規則第10条	<p>優先出資証券を発行する場合には、以下の事項について審査するものとする。</p> <p>総額、優先出資の内容、法第48条に規定する優先出資の消却を行う旨その他の消却に関する事項、発行時期、各発行ごとの発行口数、各発行により調達される資金の使途について記載があるか。</p> <p>また、種類等を異にする債券の発行を予定する場合は、規則第33条の規定に留意するものとする。</p> <p>上記、及びの事項につき変更の予定がある場合には、その旨、その変更を行うための要件又は手続及び変更した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。</p> <p>上記及びの事項の内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。</p>	—————
特定社債券の発行等に関する事項	法第5条 二 規則第11条 規則第33条	<p>特定社債券を発行する場合には、以下の事項について審査するものとする。</p> <p>総額、特定社債の内容、発行時期、各発行ごとの発行価額、各発行により調達される資金の使途、信用補完又は流動性補完の概要、償還の方法及び期限、期限前償還を予定する場合はその内容、特定社債管理会社又は信託会社（物上担保が付される場合に限る。）の商号又は名称について記載があるか。</p> <p>また、種類等を異にする債券の発行を予定する場合は、規則第33条の規定に留意するものとする。</p>	—————

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則第11条	上記 ~ の事項につき内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
特定約束手形の発行等に関する事項	法第5条 二	特定約束手形を発行する場合には、以下の事項について審査するものとする。	—————
	規則第12条	<p>限度額、 特定約束手形の内容、 発行時期、 各発行ごとの発行価額、 各発行により調達される資金の用途、 信用補完又は流動性補完の概要、 償還の方法及び期限、 期限前償還を予定する場合はその内容について記載があるか。</p> <p>また、法第149条及び規則第32条の規定に留意するものとする。</p>	
	規則第33条	<p>また、法第149条及び規則第32条の規定に留意するものとする。</p> <p>上記 ~ の事項の内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。</p>	
特定資産の取得に関する事項	法第5条 三 規則第13条一 イ	<p>【特定資産が不動産である場合】</p> <p>不動産の所在、地番（確定していない場合は、所在する市町村（東京都の特別区を含む。））その他当該不動産を特定するために必要な事項、その主たる用途及び面積、担保の設定状況並びに譲渡人に関すること（不動産が複数の場合は、各不動産ごと）について記載があるか。</p>	
	規則第13条一 ロ	<p>【特定資産が指名金銭債権である場合】</p> <p>債権の種類、構成、担保又は保証の設定状況、譲渡人その他の属性に関することについて記載があるか。</p>	
	規則第13条一 ハ	<p>【特定資産が信託の受益権である場合】</p> <p>当該信託に係る信託財産に関する上記に掲げる事項並びに当該信託の受益権の内容及び譲渡人に関することについて記載があるか。</p>	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則第13条二	特定資産（信託受益権である場合は、信託財産である不動産、指名金銭債権を含む。以下、取得に関する事項において同じ。）の権利の移転（特定資産の譲渡に係る第三者対抗要件の具備又は買戻特約の設定状況を含む。）に関することについて記載があるか。	
	規則第13条三・四	取得予定時期及び取得予定価格（特定資産が確定している場合には、価格につき調査した結果等（法第38条第2項第7号又は第8号の事項を含む。））について記載があるか。	
	規則第13条五	上記の事項の内容が確定されていない場合には、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
	規則第13条六	取得が予定時期から遅れて行われることが確定した場合にその旨を速やかに利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法並びに取得を中止する場合は、その要件又は決定の手続及び当該決定を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
特定資産の管理等に関する事項	法第5条 四 規則第14条一	特定資産の管理及び処分（以下「管理等」という。）に係る業務の受託者の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他のこれらの者に関すること（これらの者が確定していない場合は、受託者として求められる要件）について記載があるか。	
	規則第14条二	受託者に委託する予定の業務の種類、内容及び資産対応証券保有者等の利害に関する事項（取得される特定資産が指名金銭債権の場合はその回収の方法、特定資産として取得される不動産を開発する場合はその開発の予定期間及びその開発内容を含む。）についての記載があるか。	
	規則第14条三	上記の事項の内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
<p>その他特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項</p>	<p>法第5条 四 規則第15条一</p>	<p>資産流動化計画の概要について記載があるか。</p>	
	<p>規則第15条二 ・三</p>	<p>計画期間中に2以上の資産対応証券の発行を予定する場合は、その内容（発行を予定する資産対応証券の種類、優先的内容、発行時期及び償還時期を含む。）についての記載があるか。 また、その内容が確定されてされていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。</p>	
	<p>規則第15条四 ・五 法第151条 規則第34条</p>	<p>資金の借入れを予定する場合はその旨及びその内容（借入金額、借入時期、借入期間、借入金の用途及び借入れに対する担保設定を含む。）並びに借入限度額について記載があるか。 また、法第151条及び規則第34条の規定に留意するものとする。</p>	
	<p>規則第15条六</p>	<p>資金の借入れの内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。</p>	
	<p>規則第15条七</p>	<p>借入れを行う時点で予定する一定の期間内に、資産対応証券の発行により当該借入れの弁済に足る資金の調達が行われないことが確定した場合には、速やかに利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法及び当該借入れに関するその後の対応を決定するための要件又は手続について記載があるか。</p>	
	<p>規則第15条八 ・九</p>	<p>特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合はその旨及びその内容について記載があるか。 また、その内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。</p>	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	<p>規則第15条十</p> <p>規則第15条十イ</p> <p>規則第15条十ロ</p> <p>規則第15条十八</p> <p>規則第15条十二</p>	<p>優先出資の総額、特定社債の総額、特定約束手形の限度額又は借入限度額の変更の決定を行う場合には、以下の事項について審査するものとする。</p> <p>当該決定を行う予定がある場合はその旨について記載があるか。</p> <p>資産対応証券保有者等であって、当該決定について利害関係を有するものが、当該決定を自らの判断に基づき行うことを確保するための手続について記載があるか。</p> <p>利害関係を有する資産対応証券保有者等が、事前に十分な時間的余裕をもって当該決定が行われること及び当該決定の内容を知ること確保するための方法について記載があるか。</p> <p>当該決定に反対する優先出資社員にその保有する優先出資証券の買取請求権を認める場合はその旨について記載があるか。</p>	<p>_____</p>
	<p>規則第15条十一</p>	<p>発行される優先出資又は特定社債（以下「優先出資等」という。）の取得の申込みの勧誘が証取法第2条第3項第2号ロ（少人数私募）に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を優先出資等の申込証に添付する旨について記載があるか。</p>	
	<p>規則第15条十二</p>	<p>資産流動化計画に記載される事項のうち、発行される資産対応証券に関する事項の内容を確定するための手続は当該発行が行われる前に行うものとし、かつ、一定の方法で速やかに確定した内容の周知を図る旨について記載があるか。</p>	
	<p>規則第15条十三</p>	<p>定款に資産流動化計画に基づく業務が終了した後、他の資産流動化計画に基づく業務を行う旨の定めのある第一種特定目的会社が特定社債及び特定約束手形に係る債務の履行を完了する場合又はその資産流動化計画に優先出資の消却を行う旨の定めのある第二種特定目的会社が優先出資の消却を完了する場合において、残存する財産を特定社員と資産対応証券を保有する者との間で分配する方法について記載があるか。</p>	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則第15条 十四	外国為替相場変動による影響、特定資産の流動化に係る法制度の概要、特定資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の一般投資家保護の観点から記載が必要な事項について記載があるか。	

・資産流動化実施計画

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
記載事項	法第6条 規則第16条	資産流動化実施計画（以下「実施計画」という。）の記載事項については、以下の事項について審査するものとする。	—————
	規則第16条一	第10条から第12条までに掲げる資産対応証券に係る事項の確定した内容（第10条第8号、第11条第10号又は第12条第9号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。）について記載があるか。	
	規則第16条二	第13条に掲げる特定資産の取得に関する確定した内容（第13条第5号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。）について記載があるか。	
	規則第16条三	第14条に掲げる特定資産の管理等に関する事項の確定した内容（第14条第3号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。）について記載があるか。	
	規則第16条四	第15条第2号、第4号又は第8号に掲げる事項が確定されていない場合にあつて、同条第3号、第6号又は第9号に掲げる要件又は手続に従いその内容が確定した場合には、その確定した内容について記載があるか。	
	規則第16条 五～七	実施計画の直近の変更年月日、資産流動化計画において実施計画に記載すべきことが定められている事項及び附帯業務に関することについて記載があるか。	

業務関係

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
特定資産の譲受けの要件	法第143条	特定資産の譲受けに係る契約書案に、譲渡人が、有価証券届出書等に記載すべき重要な事項につき、特定目的会社に告知する義務を有する旨について記載があるか。	
業務委託に関する要件	法第144条	<p>特定資産の管理等に係る契約書案に、以下に掲げる義務を有する旨について記載があるか。</p> <p>一 受託者は、特定目的会社に帰属すべき資産を、自己の固有財産等と分別して管理すること。</p> <p>二 受託者は、特定目的会社の求めに応じ、特定資産の管理等の状況について説明しなければならないこと。</p> <p>三 受託者は、特定資産の管理等の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、委託者の求めに応じ、これを閲覧させること。</p> <p>四 受託者は、有価証券届出書等に記載すべき特定資産の管理等に関する重要な事項につき知った事実を、遅滞なく特定目的会社に通知すること。</p> <p>五 受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと。</p>	
	法第4条	<p>特定資産を信託する場合、当該信託に係る契約書案に、受託者が有価証券届出書等に記載すべき信託財産の処分等に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく特定目的会社に通知する義務を有する旨について記載があるか。</p> <p>なお、当該契約書案は、法第4条第2項第4号の規定に基づき提出があることに留意するものとする。</p>	
	法第147条	特定目的会社が不動産の管理等の業務を委託する相手方は、不動産特定共同事業法第6条各号のいずれにも該当しない者であるか。	
信託受益権を譲り受ける場合の特例	法第145条 法第4条	<p>特定資産として信託の受益権を譲り受けようとする場合、当該信託に係る契約書案に、当該信託の受託者が信託財産の管理等に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨について記載があるか。</p> <p>なお、当該契約書案は、法第4条第2項第4号の規定に基づき提出があることに留意するものとする。</p>	

特定目的会社登録証明書

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 商号又は名称
代表者の氏名

印

下記のとおり、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条でなお効力を有するとされる改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第3条の規定により登録を受けて〔いる〕ことを証明願います。
〔いた〕

使用目的	
提出先	

記

商号又は名称	
代表者の氏名	
申請者の住所	
登録年月日	年 月 日
登録番号	財務（支）局長（ ）第 号
廃業又は登録取消年月日	年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 財務（支）局長 印	

特定目的会社登録簿縦覧申請書

年 月 日

財務(支)局長 殿

縦覧の目的			
登録番号	特定目的会社の商号	貸出印	返却印

上記特定目的会社登録簿を縦覧したいので申請します。

申請者氏名 _____

住所 _____

電話番号 () _____

職業 _____

貸出	時 分
返却	時 分

特定目的会社の登録状況に係る報告

（ 年 月 日～ 年 月 日）

財務（支）局

前回報告時の 登録件数（A）	当該期間中の移動状況		年3月（又は 9月）末現在の登 録件数
	新規登録件数（B）	登録取消件数（C）	
件	件	件	件

特定目的会社の特定資産残高等報告

（ 年 月 日～ 年 月 日）

財務（支）局

（単位：百万円）

項 目	前年報告時	今回報告時	増 減
特定資産残高			
指名金銭債権			
不 動 産			
信託の受益権			
資産対応証券残高			
特定約束手形			
特 定 社 債			
優 先 出 資			

（注）「前年報告時」とは、今回報告の対象となった期間（4月から9月までの間又は10月から翌年3月までの間）の1年前の同じ期間に係る報告の金額を記載するものとする。

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 本店
商号 （会社名）
取締役 （氏名） 印

申請者が_____から 年 月 日をもって取得をした別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号。以下「法」という。）附則第27条第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第83条の7第1号の規定の適用を受けたいので、改正前の租税特別措置法施行規則第31条の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者が当該登記に係る不動産の所有権を取得した日を確認することができるもの

証 明 書

- 1．申請者は、旧法第83条の7に規定する、法附則第2条の規定によりなお効力を有するとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「特定目的会社法」という。）第3条の登録を受けた特定目的会社である。
- 2．申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、旧法第83条の7に規定する特定目的会社法第4条第1項第4号の資産流動化計画に基づくものであり、取得した当該不動産は、旧法第83条の7に規定する特定資産（特定目的会社法第2条第1項第1号に規定する不動産）に該当する。
- 3．申請者が上記2．の所有権を取得したのは平成 年 月 日であり、この証明書により旧法第83条の7第1号の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

財務（支）局長 ○○ ○○ 印

(別紙)

[不動産の表示]

土地の所在	地番	地目	地積
			m ²

建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積
				m ²

(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
取締役 (氏名) 印

申請者が_____から 年 月 日をもって取得をした指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号。以下「法」という。)附則第27条第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第83条の7第2号の規定の適用を受けたいので、改正前の租税特別措置法施行規則第31条の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：債権譲渡契約書(写)等、申請者が当該登記に係る指名金銭債権を取得した日を確認することができるもの

証 明 書

1. 申請者は、旧法第83条の7に規定する、法附則第2条の規定によりなお効力を有するとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下「特定目的会社法」という。)第3条の登録を受けた特定目的会社である。
2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、旧法第83条の7に規定する特定目的会社法第4条第1項第4号の資産流動化計画に基づくものであり、取得した当該指名金銭債権は、旧法第83条の7に規定する特定資産(特定目的会社法第2条第1項第2号に規定する指名金銭債権)に該当する。
3. 申請者が上記2.の指名金銭債権を取得したのは平成 年 月 日であり、この証明書により旧法第83条の7第2号の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

財務(支)局長 ○○ ○○ 印

